

## 小学校休業等対応助成金の特別相談窓口

小学校休業等対応助成金は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業などにより、仕事を休まざるを得なくなった保護者を支援する助成金制度です。令和2年2月27日から同年9月30日までの休暇に関する申請期限が同年12月28日までのところ、次の①、②のようなやむを得ない理由があると認められる場合、申請期限経過後も事業主の申請が可能になりました。

詳しくは、相談窓口へお問い合わせください。

- ①労働者から労働局の特別相談窓口への相談に基づき、労働局が事業主へ特別休暇制度の導入とともに、助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が同助成金を申請する場合
- ②労働者が労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局からの助言などを受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が特別休暇制度を導入し、同助成金を申請する場合

対象	相談内容(例)	相談窓口
労働者	事業主が助成金を活用し、特別休暇制度を導入してもらいたい	岐阜労働局 雇用環境・均等室 ☎058-245-8124
事業主	助成金の申請手続きや支給要件などを知りたい	コールセンター ☎0120-60-3999

2月11日(木・祝)は  
ごみ収集を休みます

2月11日は、祝日「建国記念の日」のため、すべてのごみ収集を休みます。

この日が「もえるごみ」「もえないごみ・ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集日の区域は、2月15日(月)に振り替えて収集します。



詳しくは、クリーンセンター(☎89-4124)へ。

## 住所異動の届出は正しく速やかに

住民登録は、氏名・生年月日・性別・住所などが記録され、大垣市民であることを証明する大切なものです。これらは、国民健康保険、国民年金、児童手当などの各種行政サービスの基礎ともなっています。



間もなく、就職・転勤・転入学など、異動シーズンを迎えます。確実に行政サービスが受けられるよう、市外からの転入・市外への転出・市内転居などで住所を移す人は住所異動の届出を速やかに行ってください。

詳しくは、窓口サービス課(☎47-8764)へ。

マイナンバーカード  
交付・申請の  
休日・夜間窓口開設



マイナちゃん

市は、平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、休日・夜間窓口を開設します。

- とき／【休日窓口】2月14・28日  
いずれも日曜日の午前10時～午後4時 【夜間窓口】2月16日(火)・18日(木) いずれも午後5時15分～7時30分
- ところ／窓口サービス課
- 内容／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新、マイナポイント設定支援
- 問合せ／同課(☎47-8764)へ

## 医療従事者に敬意と感謝

市長メッセージとマスクを贈呈



新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、常に危険と隣り合わせの医療現場で、日々懸命に働く医療従事者の皆さんを激励するため、市は1月13日に市長メッセージを市民病院、市医師会、大垣歯科医師会に贈りました。また、市と日本赤十字社岐阜県支部大垣市地区は、各団体にサージカルマスクも寄贈しました=写真=。

贈呈式には、市民病院の金岡院長、市医師会の沼口会長、大垣歯科医師会の片野会長が参加。市長は医療従事者の皆さんの献身的な治療などに最大限の敬意と感謝を表し、引き続き感染防止対策を実施して、負担が少なくなるように努めてまいりますとメッセージを伝えました。



## 全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達試験



地震や大規模なテロ、ミサイル攻撃など、国の緊急情報を発信する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」。その情報伝達試験が、2月17日(水)午前11時に、全国一斉に行われます。

それに伴い市は、防災行政無線屋外スピーカーと指定避難所などにある戸別受信機からの試験放送、および市メール配信サービス登録者への試験配信を行います。



メール配信サービス

詳しくは、危機管理室(☎47-7385)へ。

### 審議会の傍聴ができます

<b>国民健康保険運営協議会</b>		担当：国保医療課(☎47-8132)
2/15(月)	13:30~14:30	市役所4階 情報会議室
・令和3年度大垣市国民健康保険事業計画(案)について ほか		
<b>障がい者の暮らしを支える協議会</b>		担当：障がい福祉課(☎47-7298)
2/15(月)	14:00~15:30	市役所8階 大会議室
・障がい者総合支援プラン(案)について ほか		
<b>墨俣児童館運営委員会</b>		担当：子育て支援課(☎47-7092)
2/16(火)	10:00~11:00	墨俣地域事務所1階 集会室2
・運営状況の報告について ほか		

## ご利用ください！小・中学校の就学援助

市教育委員会は、子どもを小・中学校へ就学させるにあたり、経済的に負担が大きな世帯に、学校給食や学用品費などの一部を援助しています。

申込は、  
お子さんの  
通う学校へ

◆対象／次のいずれかに該当する人

- ①児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ②保護者の収入状況などにより、生活状態が不安定と認められる世帯
- ③市民税が非課税または減免となった世帯



◆援助の内容／学用品・通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費(学校保健法による疾病)など

◆申込／子どもが通う小・中学校へ(申請書は各学校で配布)

問合せ 庶務課(☎47-8022)へ